

報道機関 各位

枚方市提供

介護保険法に基づく介護保険事業者に対する指定の効力の一部停止処分について

標記の件について、下記のとおり指定の効力の一部停止処分を行いますので、ご報告いたします。

記

1. 経過報告

令和6年12月に、事業所内で虐待が疑われる行為がある旨の通報を受け、令和7年3月6日から監査を行い、書類の検査並びに事業所の管理者及び職員等への聴き取り等を行った結果、人格尊重義務違反が認められたため、介護保険法（以下「法」という。）の規定に基づき「指定の効力の一部停止処分（新規利用者の受入停止）」を行うものです。

2. 指定の効力を停止する事業者等

- (1) 事業者名称：有限会社篠原
- (2) 事業所名称：グループホームこみち
- (3) 事業所番号：2772403164
- (4) 事業所所在地：大阪府枚方市招提元町二丁目22番1号
- (5) サービス種別：認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

3. 行政処分の内容及び期間

- (1) 処分の内容 指定の効力の一部停止（新規利用者の受入停止）
- (2) 効力停止期間 令和8年2月1日から令和8年4月30日まで（3か月間）

4. 行政処分を行う理由

- (1) 認知症対応型共同生活介護（人格尊重義務違反：法第78条の10第1項第6号に該当）
利用者5名に対しては、管理者を含む7名の職員が、ベッドを壁際に寄せて柵で囲む本人の行動の自由を制限する身体的拘束を行った。緊急やむを得ない場合の三つの要件を満たすかどうかの適正な手続きを経ておらず記録も行っていなかった。利用者5名の内利用者3名に対しては、少なくとも令和6年12月から令和7年3月まで身体的拘束が行われていた。（身体的虐待）
別の利用者4名に対しては、管理者を除く3名（うち1名、重複あり）の職員が、ベッドを壁際に寄せて柵で囲む本人の行動の自由を制限する身体的拘束を行った。緊急やむを得ない場合の三つの要件を満たすかどうかの適正な手続きを経ておらず記録も行っていなかった。（身体的虐待）
- (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護（介護保険法等違反：法第115条の19第1項第11号に該当）
介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的に運営している認知症対応型共同生活介護事業所において人格尊重義務違反があった。

<問い合わせ先>

・行政処分に関する事

健康福祉部 福祉指導監査課

電話 072-841-1468 FAX 072-841-1322

・高齢者虐待に関する事

健康福祉部 健康福祉総合相談課

電話 072-841-1401 FAX 072-841-5711